

コンプライアンス規程

一般社団法人 回復支援の会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人回復支援の会（以下、「当法人」という。）の倫理規程の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当法人の理事及び職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、総会にて、定期的に当法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
 - (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

第5条 当法人は、コンプライアンス推進体制の中核となるコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、その事実を法人の内外に公表する。

- 2 コンプライアンス委員会は、理事1名、職員1名で構成され、理事は総会で任命、職員は代表理事が任命する。

- 3 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反行為があったと認められた場合、またその発生するおそれがあると認められた場合（以下、「コンプライアンス違反行為等」という。）への対応を協議した結果を踏まえ、原因究明、関係者に対する厳格な処分および再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。また代表理事に対する勧告権限を有し、必要に応じて業務の緊急停止や改善命令を発するよう促すことができる。
- 4 コンプライアンス委員会で決定された事項または把握された重要な事実について、文書の形で代表理事に報告しなければならない。
- 5 コンプライアンス委員会は次の権限と義務を有する。
 - (1) この規程およびコンプライアンスに関するその他の当法人内ルールの制定および見直しを行うこと。
 - (2) 当法人の理事および職員に対してコンプライアンスに関する調査・指導・助言を行うこと。
 - (3) コンプライアンス委員会事務局において、コンプライアンス違反行為等に対する相談や通報を受け付けること。
 - (4) 当法人のコンプライアンスに関係する通報・相談をした者（以下、「通報者等」という。）への回答をすること。
 - (5) その他、当法人のコンプライアンスの取り組みにおいて必要と認められた事項。

（理事および職員の責務）

第6条 理事および職員は、コンプライアンスを重視し、良識ある行動を心がけ、誠実かつ公正に業務を遂行する。

（理事および職員の禁止事項）

第7条 理事および職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の理事および職員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の理事および職員の法令等に違反する行為を黙認する行為

（通報の義務）

第8条 理事および職員は、他の理事および職員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに理事に通報しなければならない。

（懲戒処分等）

第9条 当法人は、第6条の規程に違反した理事および職員に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。

(免責の制限)

第10条 理事および職員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を逃れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の理事および職員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 当法人の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第11条 理事および職員は、自らの言動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス委員会に相談しなければならない。

(コンプライアンス違反事案)

第12条 当法人において、第6条違反行為を含むコンプライアンス違反の不正行為が発生した場合、当法人は、原因究明、関係者に対する厳格な処分(第9条を含む)および再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

(コンプライアンス研修)

第13条 当法人は、理事及び職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、理事及び職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(規程の改廃)

第14条 本規程に改廃は、社員総会の決議による。

(附則)

この規程は令和5年1月26日より施行する。